

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第四分冊

宮川 久美
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第四分冊

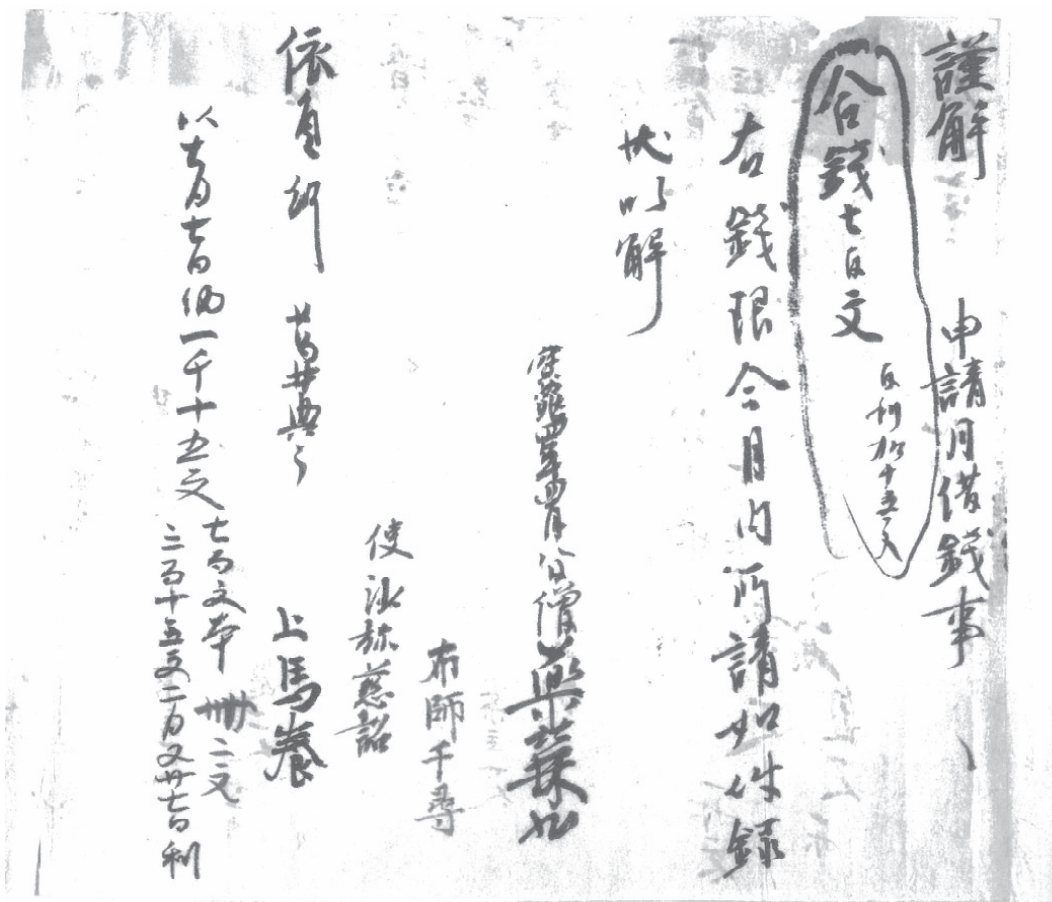
The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo)
and Explanatory Notes on it

キーワード 手実 知 布師千尋 布直錢 所有

宮川久美
MIYAGAWA Hisami

目次

はじめに	-----	第一分冊の 1
凡例	-----	第一分冊の 1
月借錢解について	-----	第一分冊の 2
月借錢解の国語的意味	-----	第一分冊の 5
参考文献	-----	第一分冊の 6
本文編（第四分冊では31～40のみ）	-----	第四分冊の 2
補注 1～3	-----	第一分冊の 29
補注 4～6	-----	第二分冊の 22
参考文献追加	-----	第二分冊の 25
月借錢解総目録	-----	第二分冊の 26



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢七百文〔百〔文〕に利十五文を加ふ〕

右の錢は今月の内を限りて請ふ所件の如し。状を録して以て解す。

寶龜四年四月八日 僧藥榮状す

布師千尋

使 沙弥慈詔

〔別筆〕
一員に依りて行へ

葛井典之

上馬養

〔返濟記録1〕

「七月七日を以て一千十五文を納む。〔七百文は本、三百十五文は二月又廿七日の利〕」

〔返濟記録2・朱〕
「冊二文」

注釈

僧藥榮 東大寺の僧。名が見えるのはここと36のみ。

布師千尋 東大寺写経所官人。神護景雲四年奉写一切経所に自進として見える。宝龜三年二月、奉写一切経所墨下充帳（『大日本古文書』一九

一・二四七・続々修三四ノ十第1―2紙）や同九月、奉写一切経所下錢并納錢帳（『大日本古文書』二一―三〇八・続々修四十ノ二裏第27―25紙）、宝龜四年二月、奉写一切経所下墨帳（『大日本古文書』二一―二七〇―二七二・続々修三十四ノ十裏第1紙）などに上馬養とともに署名している。事務取扱者としての署名と思われる。月借錢解では31・36・55・67・81に見え、36では「知」として署名、67は償人として署名、81では自らが借錢、31と55はこういう立場で署名しているのか、明確ではないが、やはり、事務取扱者としての署名かと思わ

謹解 申請月借錢事

◎合錢七百文百利加十五文

右錢限今月内、所請如件、録状以解、

寶龜四年四月八日僧藥榮状

布師千尋

使沙弥慈詔

上馬養

(別筆)
依負行

葛井典之

(別筆)
以七月七日納一千十五文七百文本三月十五文二冊二文二月又廿七日利

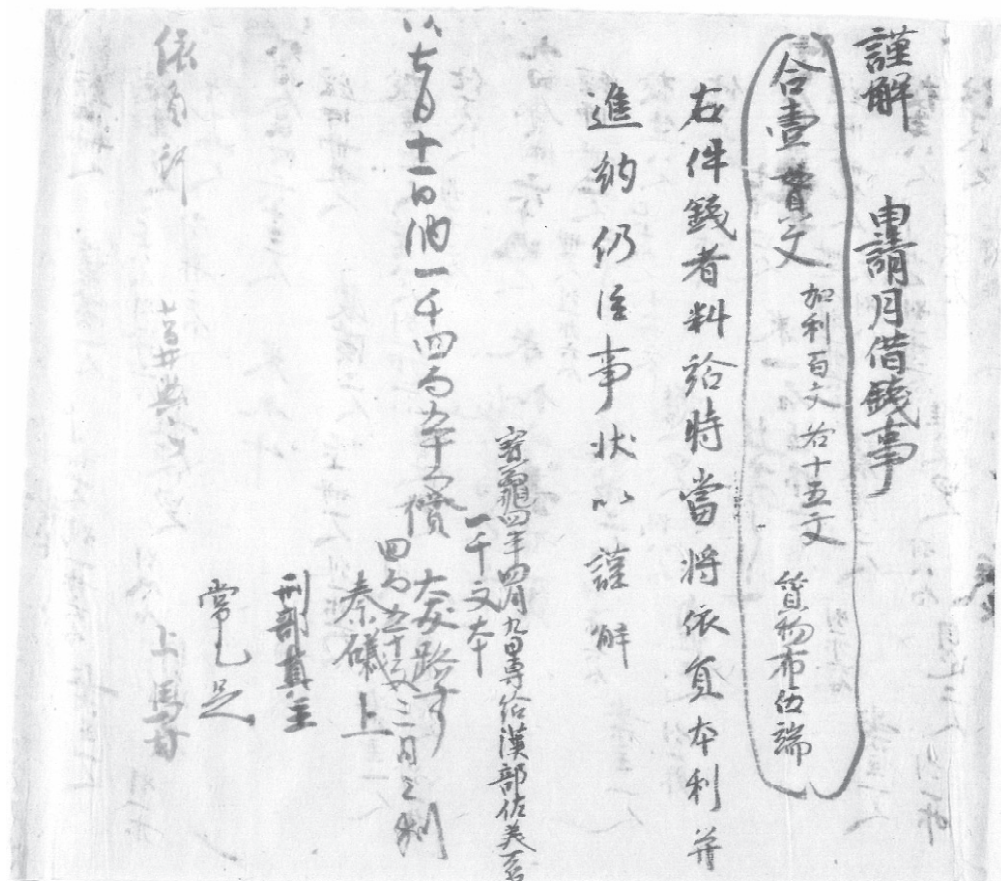
れる。

沙弥慈詔 しやみじしやう 名が見えるのはここと、36のみ。

葛井典之 かきみののくわんなり 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名

を記したものを。10の注釈「葛井典」参照。

漢部佐美万呂月借錢解 六ノ五一八ノ五一九 続修二十四ノ十二



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。
合はせて壹貫文（利は百文に各十五文を加ふ）質物は布五端
右件の錢者、料を給はらむ時に當たりて將に員に依りて本利并せて進
納せむ。仍りて事の状を注して以て謹みて解す。

寶龜四年四月九日 專給（白部以下同）「漢部佐美万呂」

償 「大友路万呂」

「秦礮上」

「刑部真主」

「常乙足」

（別筆・本）
「員に依りて行へ」 葛井典之（かぢののり）
（返済記録・本）
「七月十一日を以て一千四百五十文を納む。へ二千文は本。四百五十文は三月の利」
上馬甘（かみのうまかん）

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給時當 「当」は「料給時」の上に来るのが正格の漢文の語順。月借錢解中、「当料給時」(10 47 49 59 94 96 102 105)、「当料給日」(4 7 93 97)、「当冬衣服給」(9)、「当布施給時」(71)、「当布施時」(100)、「料給時当」(26 32)、「料給當時」(39)、「当於料給日」(65)などの例がある。4の注釈および補注3参照。
將依員本利并進納 「將」は「進納」の直前に来るのが正格の漢文の語順。「本利并」は「并本利」が正格の漢文の語順。2の注釈および1の

謹解 申請月借錢事

合壹貫文加利百文各十五文質物布五端

右件錢者料給時、當將依負本利并進納、仍注事狀、以謹解、

寶龜四年四月九日專給漢部佐美万呂

以七月十一日納一千四百五十文一千文奉 四百五十文 三月之利償 大友路万呂

秦磯上

刑部真主

常乙足

依負行 葛井典之 上馬甘

注釈「本利共備」参照。

專給 もはらたまはる 專受、專請と同じ。漢部佐美万呂が一人で借り

受けたの意。37の注釈「專請」の項、補注2参照。「このたまふ帯を

多麻波利て」(45詔)

漢部佐美万呂 經師。18参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

大友路麻呂 經師・装潢。21 32 61 85に見える。21参照。

秦磯上 經師。石上・磯髪にも作る。宝龜二年奉写一切經所に出仕。宝

龜六年まで見える。月借錢解では32 79 94に見える。

刑部真主 經師。天平宝字六年から宝龜六年まで見える。月借錢解では

32 51 79 102に見える。

常乙足 經師。宝龜元年～四年に見える。月借錢解では10 25 32 39に見

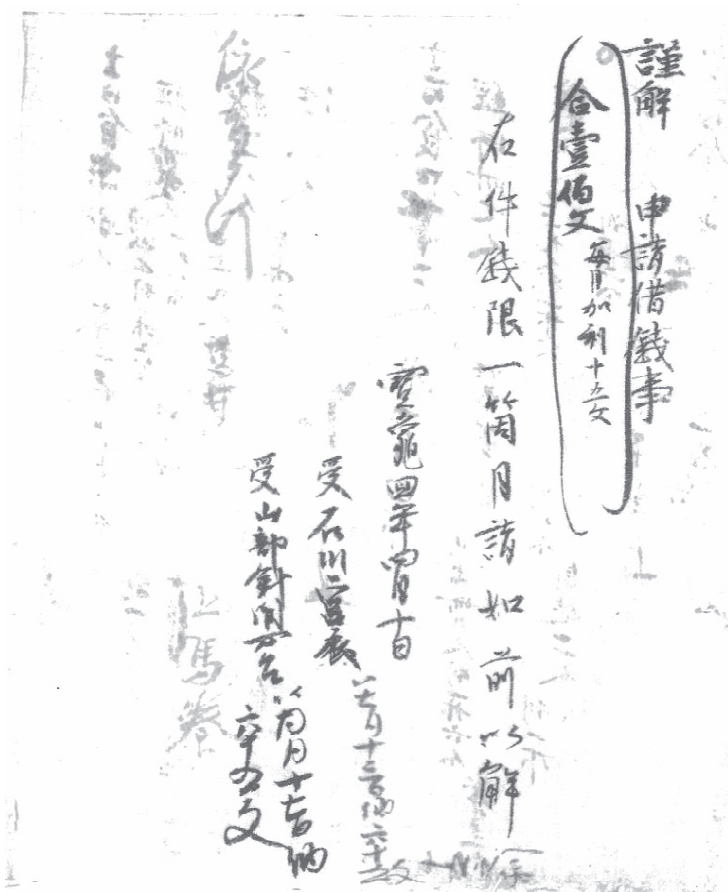
える。

葛井典之 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名

を記したものの。10の注釈「葛井典」参照。

上馬甘 上馬養。1参照。月借錢解中、甘の字を用いたのは13と32のみ。

石川宮衣山部針間万呂月借錢解 六ノ五一九 統修二十四一十三



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹佰文（毎月）に利十五文を加ふ

右件（みぎ）の銭は一箇月を限りて請ふこと前の如し。以て解す。

寶龜四年四月十日

受 石川宮衣

受 山部針間万呂

葛井 上馬養

（別筆・朱）
一員に依りて行へ
（返済記録！朱）
「七月十三日を以て六十五文を納む。十五文は利」
（返済記録）
「同月十七日を以て六十五文を納む。」

注釈

毎月 月ごとに、一月あたり、一月につき、の意。補注1参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

一箇月 「箇」の字体は「箇」に作る。写真参照。

石川宮衣 いしかわのみやぎぬ 経師。宝龜元年から宝龜七年まで、奉写一切経所に出仕した。

月借錢解では33 52 71 75 89に見える。

山部針間万呂 やまべのはりまろ 経師。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 105に見える。22参照。

謹解 申請借錢事

合壹佰文 每月加利十五文

右件錢限一箇月、請如前、以解、

寶龜四年四月十日

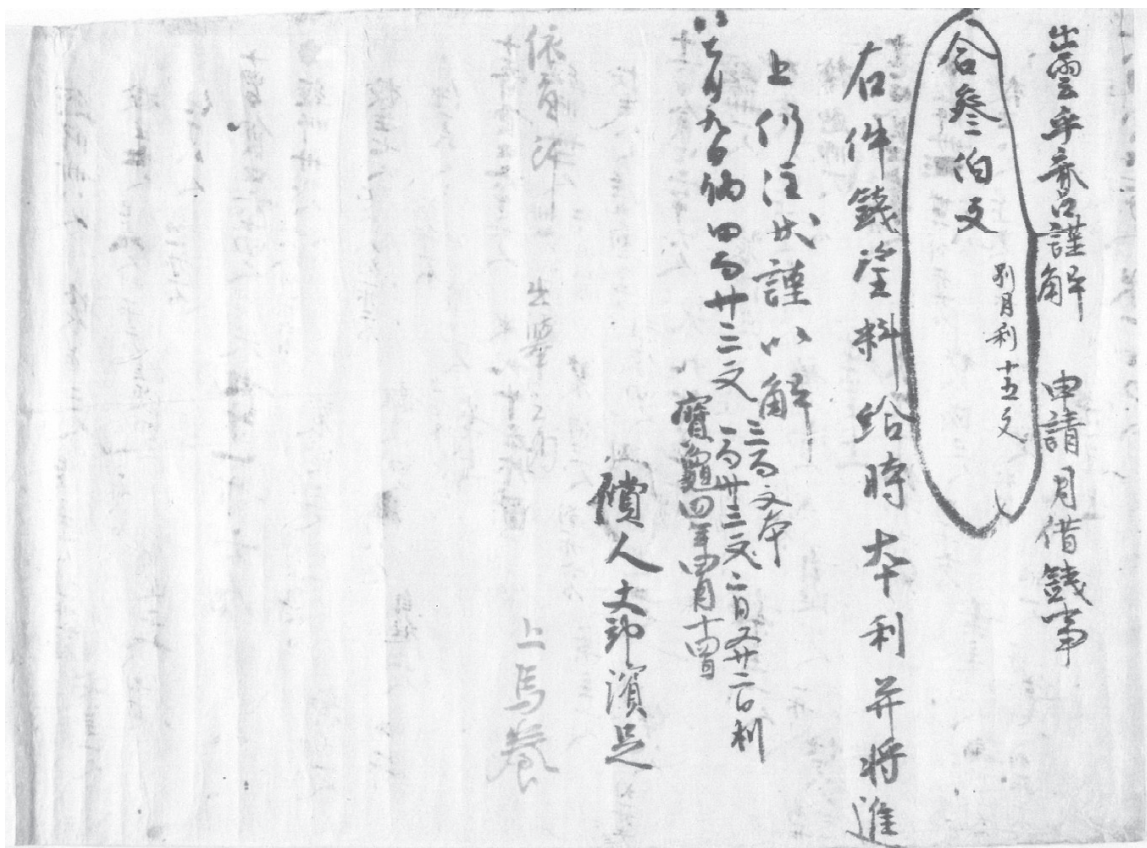
受 石川官衣 以七月十三日納六十文十五文利

受 山部針間万呂 以同月十七日納六十文十五文

*依負行

葛井

上馬養



訓読文

出雲乎麻呂謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。
 合はせて参佰文。〈別月に利は十五文〉
 右件の錢は料給の時に望みて本利并せて將に進上せむ。仍りて状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年四月十四日

債人 丈部濱足

〔別筆・朱〕
 一員に依りて行へ

出舉之内

上馬養

〔返済記録〕
 「七月九日を以て四百廿三文を納む。〈三百文は本、一百卅三文は二月

又廿二日の利〉」

注釈

出雲乎麻呂 経師。20参照。

参佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別——「参」の二つの字形」参照。「佰」も一画少ない字体。写真参照。

別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順は「月別」。1の注釈「毎月」および補注1参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

望料給時 「望」は「至」「到」に同じ。料を給わる時になったら、の意。1、4の注釈および補注3参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

債人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

出雲乎麻呂謹解 申請月借錢事

合参伯文 別月利十五文

右件^{（原主）}錢、望料給時、本利并將進上、仍注状、謹以解、
以七月九日納四百廿三文、^{三百文}并^{三百文}本^{三百文}、^{二文}又^{廿二日}利^一

寶龜四年四月十四日

償人 文部濱足

* 依貞行

出舉之内

上馬養

^{はせつかへのはまたり}
文部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解

では2 29 34 52 62 66 75 90 103 105に見える。

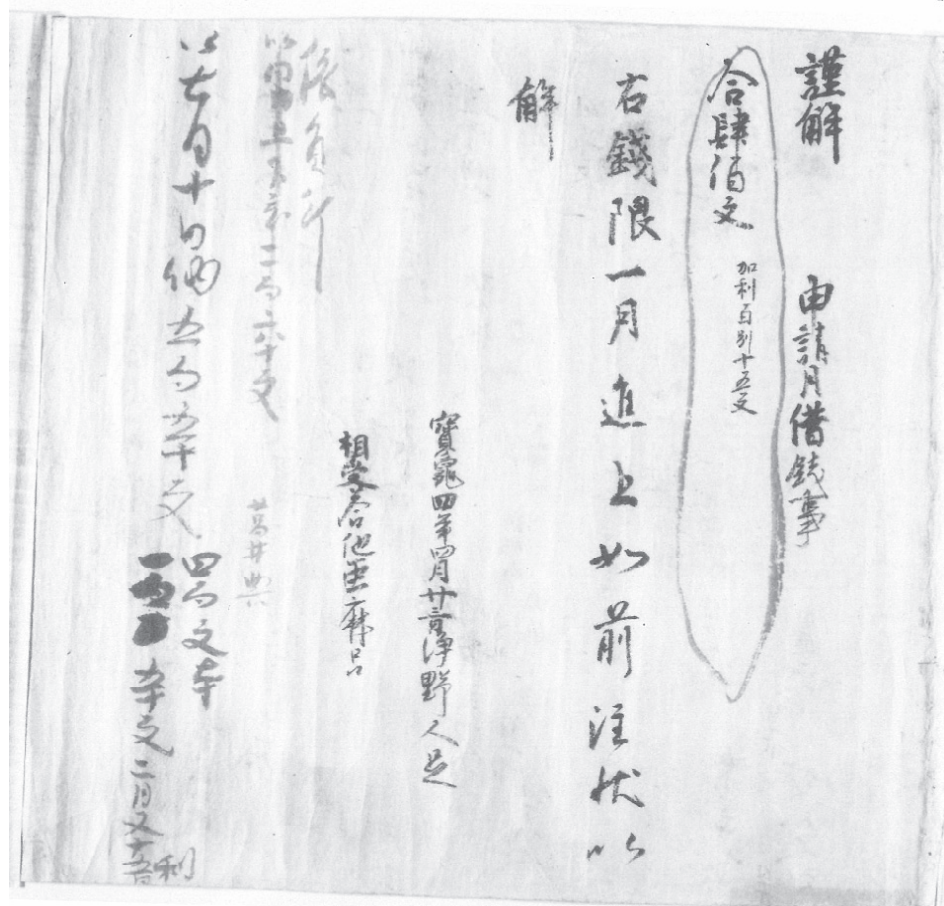
出舉之内 貸し出す金の財源を示している。『日本古代の王権と社会』

所収 山下有美「月借錢再考」によると「出舉之内」は、「司」、「一

切」と同じ財源を表し、いずれも奉写一切経司から将来された金とする。

1の注釈「司」参照。

浄野人足月借錢解 六ノ五二〇一五二一 続修二十四一十五



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。
合はせて肆佰文（利は百別に十五文を加ふ）
右の錢は一月を限りて進上せむこと前の如し。 状を注して以て解す。

寶龜四年四月廿三日 浄野人足
相受 答他虫麻呂

（別筆・朱）
「員に依りて行へ」

同日を以て且く二百六十文を下し充つ 葛井典

（返済記録・朱）
「七月十日を以て五百五十五文を納む。 四百文は本、一百五十文は二

月又十五日の利」

注釈

浄野人足 経師。清野・清乃にも作る。宝龜二年から宝龜五年まで奉写

一切経所に出仕した。月借錢解では3544に見える。

相受 二人がともに標記の金額を連帯して借り、連帯して返済義務を負

うことを示している。補注2参照。

答他虫麻呂 経師。他田、答田、答多にも作る。虫万呂にも作る。天平

宝字六年から宝龜四年に見える。月借錢解では354453に見える。

葛井典 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を

記したものの。10の注釈「葛井典」参照。

*7・8行目の朱と朱抹は明るい朱、返済記録の朱と2行目の圏点は暗い朱（『正倉院古文書影印集成 解説による』）ということなので、別筆の2行は一時に書かれたものとしてまとめた。『大日本古文書』は「同月」とおこすが「同日」ではないかと考えて改めた。

謹解 申請月借錢事

合肆佰文 加利百別十五文

右錢限一月進上如前注狀以解

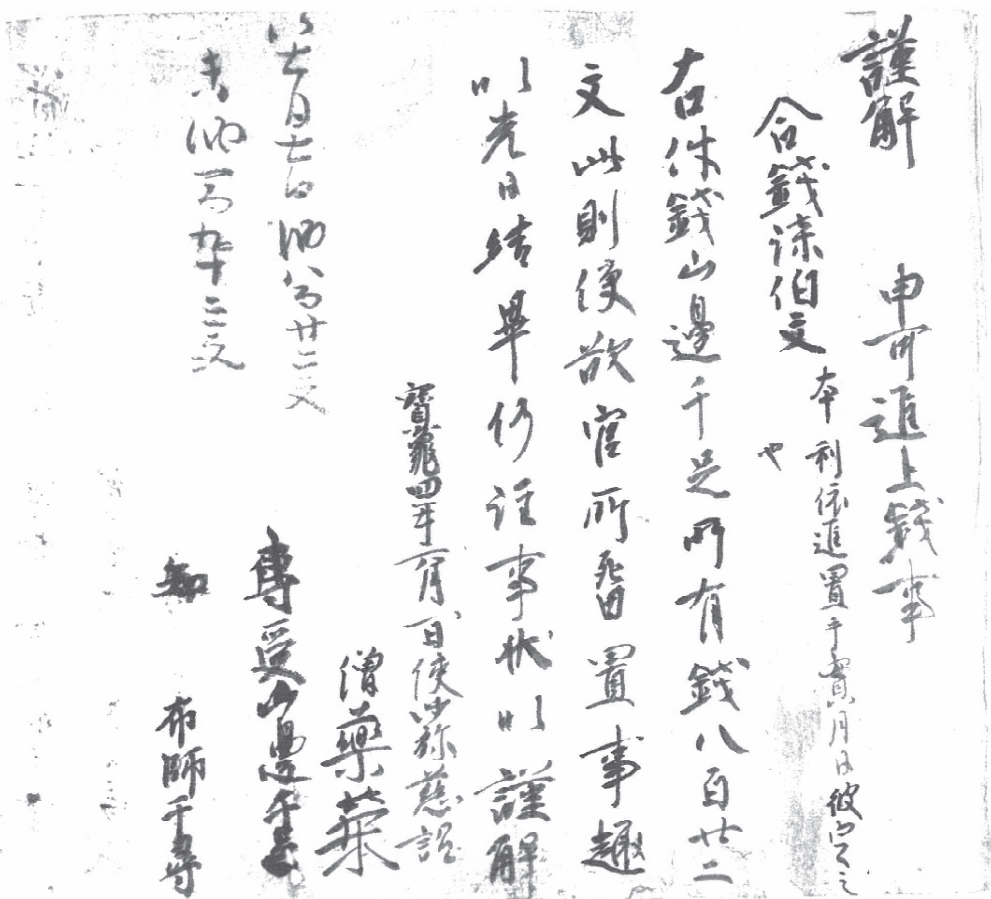
寶龜四年四月廿三日淨野人足

「依負行

以同月且下充二百六十文

葛井典 相受替他虫麻呂

「以七月十日納五百五十文 四百文奉 一百五十文 二月又十五日利



訓読文

謹みて解す。 錢を進上すべき事を申す。

合はせて錢漆佰文（本なり。利は進り置く手実の月日に依りて彼に之を定む也）

右件の錢は、山邊千足の所有る錢八百廿二文、此れ則便ち官所に留め置かるるを欲す。事の趣は先日^{すなは}を以て結び畢りぬ。仍りて事の状を注して以て謹みて解す。

寶龜四年六月一日 使沙弥慈詔

僧藥榮

專受 山邊千足

知 布師千尋

〔返済記録・朱〕
「七月七日を以て八百廿二文を納む。 未納一百九十三文」

注釈

漆佰文 「漆」は「七」の大字。「佰」は一画少ない。字体は写真参照。

手実 自分で書いて提出した書類のこと。ここでは、同年四月八日に提出された僧藥榮の月借錢解のことらしい(31)。この書類の記録によれば、僧藥榮は四月八日に七百文借り、七月七日に一千十五文を返済している。一千十五文とは、山邊千足の返済した八百二十二文と未納分の一百九十三文を足した額である。どちらのときも沙弥慈詔が使いとなり、布師千尋が事の事情を知る人としてこのことに関知している。こちらの書類にも僧藥榮は署名しているが、どういう事情で僧藥榮の借金を山邊千足が納めて僧藥榮が返済したこととするのか、また、未納分の一百九十三文はいつ誰が納めたのか、よくわからないが、「事の趣は先日^{すなは}を以て結び畢りぬ」

謹解 申可進上銭事

合銭沫伯文 本利依進量手實月日彼定之也

右件銭、山邊千足所有銭八百廿二文、此則便欲官所番置事趣、以先日結畢、仍注事状、以謹解、

寶龜四年六月一日使沙弥慈詔

*以七月七日納八百廿二文
未納一百九十三文

僧 藥 榮

專受 山邊千足

知 布師千尋

とあるように何らかの取り決めを結んだものと考えられる。

沙弥慈詔 名が見えるのはこのこと、31のみ。

僧藥榮 そややくゑい 東大寺の僧。名が見えるのはこのことと31のみ。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

山邊千足 やまのちのちたり 経師。山部にも作る。天平九年から宝龜五年まで見える。月

借銭解ではこのこと29に見える。

所有 記紀の古訓にアラユル・アリトアル（あしはらのなかくくにあらゆるうつしき「葦原中国所有宇都志伎

青人草」あをひとくさ（記神代）「国家所有公民」あめのしたのありとあるおほみたから（大化元年八月丙申朔庚

子）とタモテル（「臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民」むらのおびとたもてるかきべのたみ（大

化二年正月甲子朔）の二種がある。ここは、後者により「たもてる」

と読み、持っている、管理しているの意。

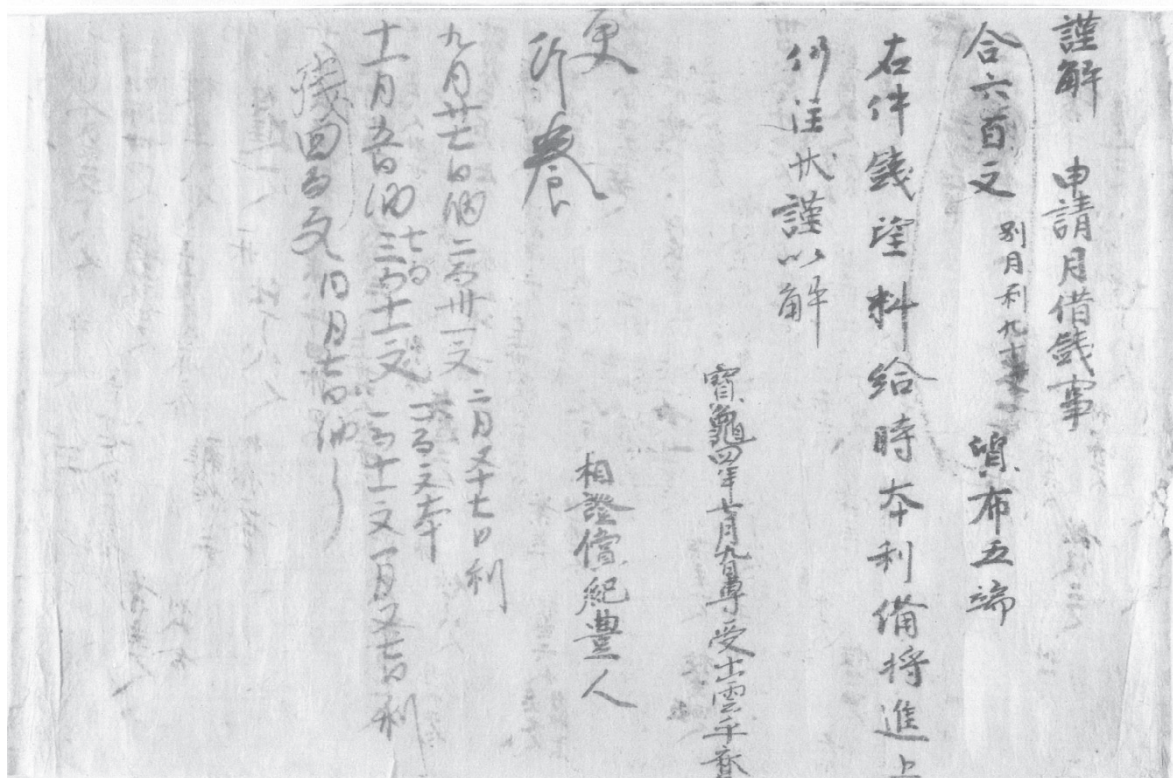
布師千尋 ぬのしちひろ 東大寺写経所官人。月借銭解では31 36 55 67 81に見える。31参照。

專受 一人でこの借銭を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈お

よび補注2参照。

知 事務取扱者として関知している、の意。

37 出雲乎麻呂月借錢解 六ノ五三六 続修二十一第6紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。
合はせて六百文（別月に利は九十文）質は布五端
右件の錢は料を給はらむ時に望みて、本利備へて將に進上せむ。仍りて
状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年七月九日 專受 出雲乎磨

相證償 紀豊人

〔別筆1・朱〕

〔更〕

〔別筆2・朱〕

〔行へ〕 養

〔返済記録1・朱〕

「九月廿七日、二百卅一文を納む。〔二月又十七日の利〕」

〔返済記録2・朱〕

「十一月五日、三百十一文を納む。〔二百文は本、一百十一文は一月又
七日の利〕」

〔返済記録3・朱〕

残り四百文納め了る。〕」

〔返済記録4・朱〕

「七百」〔返済記録2の三百の右側に〕

〔返済記録5・朱〕

「六」〔返済記録2の二百の右側に〕

注釈

別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順は
「月別」。1の注釈「毎月」および補注1参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

望料給時 「望」は「至」「到」に同じ。料を給わる時になったら、の
意。1、4の注釈および補注3参照。

出雲乎麻呂 経師。20参照。

專受 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈お
よび補注2参照。

よび補注2参照。

謹解 申請月借錢事

合六百元 別月利九十文

質布五端

右件錢、望料給時、本利脩將進上、仍注狀、謹以解、

寶龜四年七月九日專受出雲乎曆

「更」

相證償 紀豊人

「行 養」

* 九月廿七日納二百卅一文 二月又十七日利

十一月五日納三百一十一文 七百廿六 二百文 卒 一百一十一文 一月又七日利

* 残四百文同月七日納了

相證償 「證」は単に事実の有無を証明する。「償」は債務者の逃亡如何

に拘わらず支払い保証をする。この場合、紀豊人が「證」であるとともに「償」の役割をも果たすということだろう。

紀豊人 きのとよひと 校生。宝龜三年から五年に見える。月借錢解ではこのみに見える。

更 さら 更に、の意。すでに借金しているところへ重ねて借金する意か。22

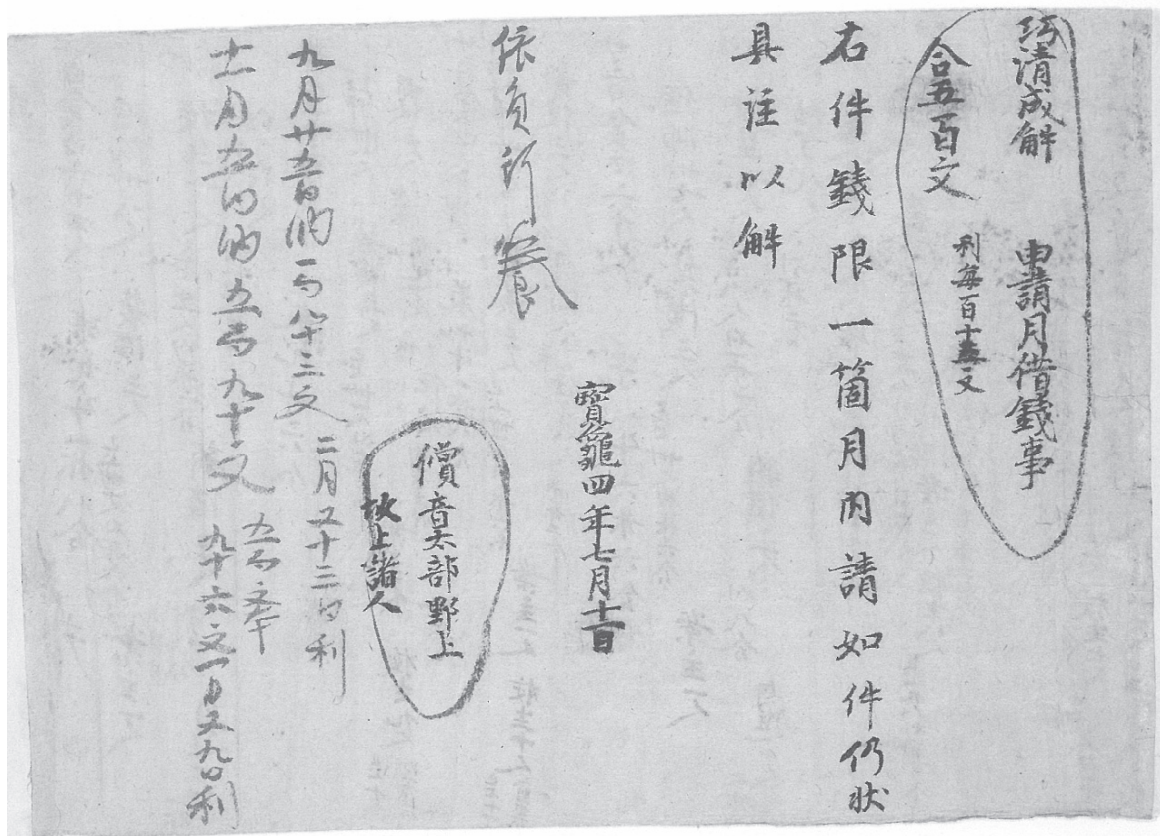
23の注釈「更」参照。

養 上馬養のサイン。

* 返済記録4・5は返済記録3の内容を返済記録2に書き足したものの。

38

巧清成月借錢解 六ノ五三六一五三七 続修後集二十第9紙



訓読文

巧清成解す。月借錢を請ふ事を申す。
 合はせて五百文（利は毎百に十五文）
 右件の錢は一箇月の内を限りて請ふこと件の如し。仍りて状を具さに注して以て解す。

寶龜四年七月十一日

償 音太郎野上

〔自署〕
「坂上諸人」

〔別筆・朱〕
「員に依りて行へ 養」

〔返済記録1・朱〕

「九月廿五日、一百八十三文を納む。〔二月又十三日の利〕」

〔返済記録2・朱〕

「十一月五日、五百九十文を納む。〔五百文は本、九十六文は一月又九日の利〕」

注釈

巧清成 経師。7 10 20 38 79 86に見える。7参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

状具注以解 語順が日本語の語順になっている。23の注釈「状具注」参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

音太郎野上 経師。音部ともする(『大日本古文书』卷一九一六〇頁)。

『大日本古文书』は「太 脱力」とするが、「穴穂部間人皇女」(日本書紀)、「穴太郎間人王」(法王帝説)を「孔部間人公主」(法王帝説・天寿国繡帳銘)「孔部間人母王」(法王帝説)とするとところからは、誤脱ではなく、「音部」ともしたかと思われる。宝龜元年から五年まで、

巧清成解 申請月借錢事

合五百文 利毎百十五文

右件錢限一箇月内、請如件、仍状具注、以解、

寶龜四年七月十一日

依負行 養

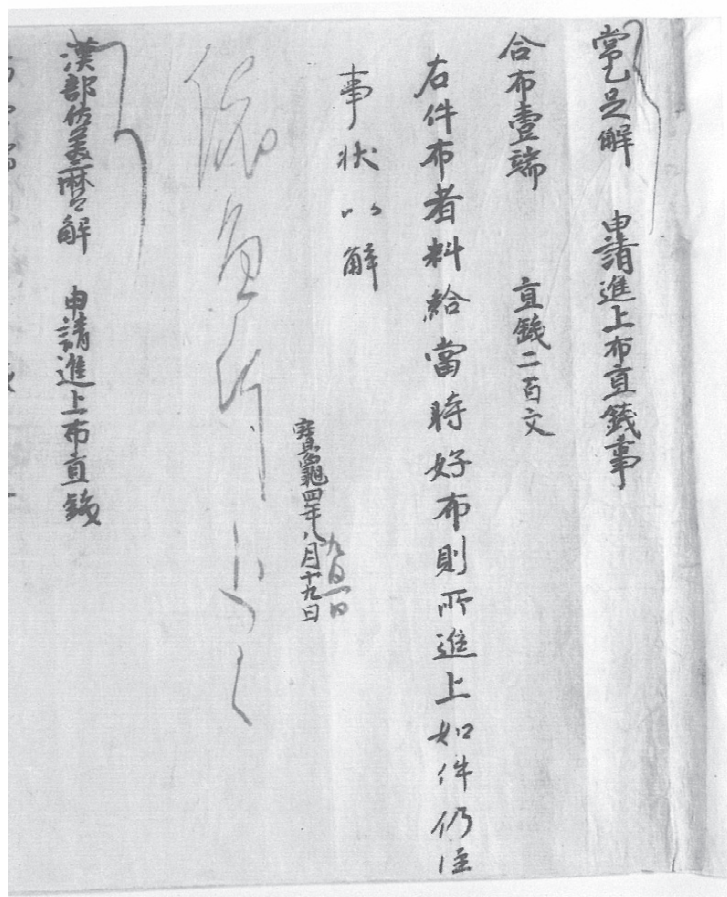
償 音太郎野上

坂上諸人

九月廿五日納一百八十三文 二月又十三日利

十一月五日納五百九十文 九十六文 一月又九日利

東大寺奉写一切經所に出仕した。38 45 60 95 106に見える。
坂上諸人^{さかみかみのひと} 經師。小長谷坂上諸人にも作る。宝龜二年八月から四年に見える。月借錢解では38 62 75 84に見える。
養 上馬養のサイン



訓読文

常乙足解す。進上する布の直の錢を請ふ事を申す。
 合はせて布壹端 直の錢二百文
 右件^{みぎ}の布者料^はを給はらむ時に當りて好き^よ布を則ち進上する所件の如し。
 仍りて事の状を注して以て解す。

寶龜四年八月十九日

〔別筆1・朱
 一員に依りて行へ 上之〕
 〔別筆2・朱
 一九月一日〕

注釈

常乙足 經師。寶龜元年〜四年に見える。月借錢解では10 25 32 39に見
 える。

請進上布直錢 将来進上する布を担保としてその値の錢を請う。定型は、
 請う金額を先に「合はせて二百文」と掲げ、その下に「質は布一端」な
 どとするか、「右件の錢は料給の時に当たりて本利合はせて員に依りて
 進上せむ」などとするので、ここは意味は同じだが逆の表現。利息につ
 いての言及もない。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給當時 「当料給時」が正格の漢文の語順。1、4の注釈および補注
 参照。

好布則所進上 語順が日本語の語順になっている。所進上の部分のみ漢
 文の語順

* 40と続けて一紙に書かれている。別筆2は日付「八月十九日」の右側
 に朱で書かれている。9紙上のすべての朱は暗い朱である（『正倉院古
 文書影印集成』解説による）。

常乙足解

申請進上布直錢事

合布壹端

直錢二百文

右件布者、料給當時、好布則呀進上如件、仍注事状、以解、

寶龜四年八月十九日

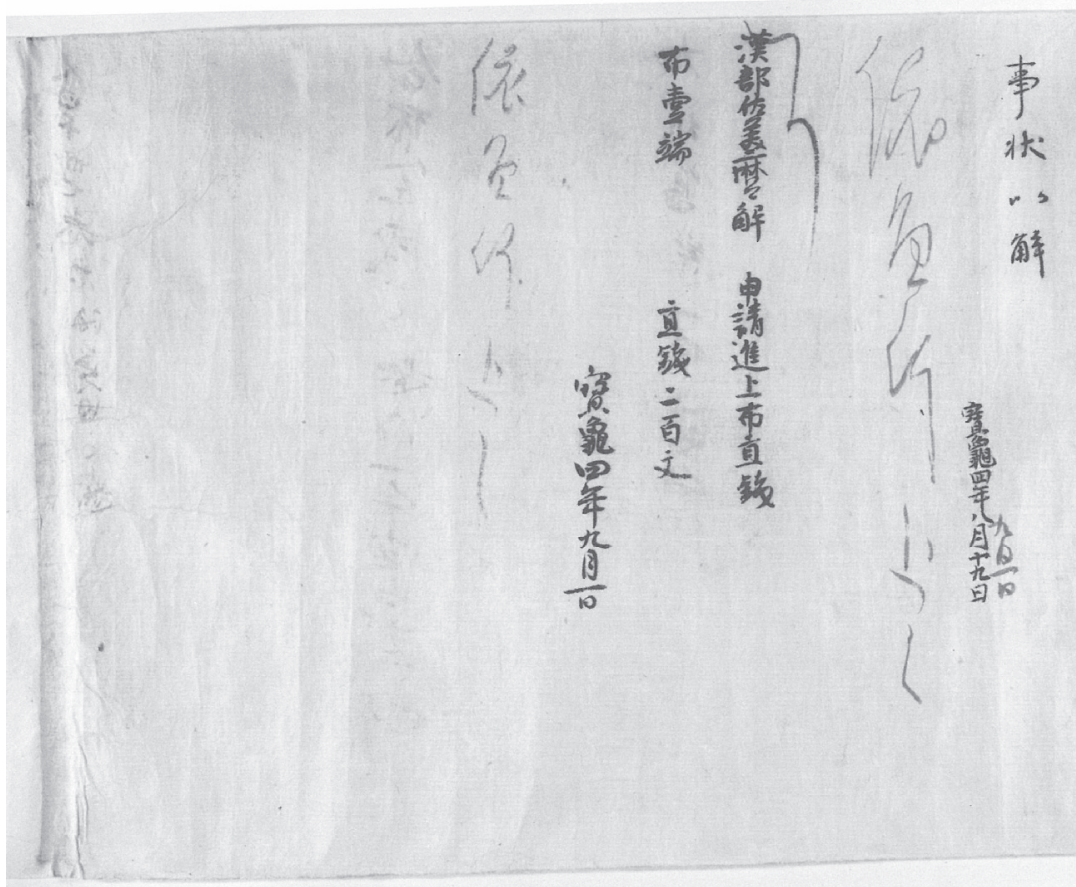
九月一日

「依貞行

上

」

*文書名は原則として『大日本古文書』に従ったが、39と40は一紙に続けて書かれているものの、それぞれ常乙足と漢部佐美麻呂の解文なので、別に分け、文書名も分けて付した。いずれも上馬養の裁可記録はあるが返済記録はない。



訓読文

漢部佐美麻呂解。進上する布の直の錢を請ふ(事を)申す

布壹端 直は錢二百文

寶龜四年九月一日

「別筆・朱員に依りて行へ 上之かみなり」

注釈

漢部佐美麻呂あやへのさみまろ 經師。18 参照。

申請進上布直錢 進上する布の直の錢を請う〔事を〕申す、と読み、39の解と同じことを言おうとしているものと解するが、「事」が抜けている。

定型である「右件く以解」という文章もない。この解は、39の常乙足の解に書き足した感があり、重なる部分は省略して前の解に負うところが多い。ただし、日付は40の「九月一日」に合わせて、39の「八月十九日」の方を朱で「九月一日」に訂正している。9紙上のすべての朱は暗い朱である(『正倉院古文書影印集成』解説による)。

上之 貸し出す金の財源または取扱者を示すか。1の注釈「司」参照。

*文書名は原則として『大日本古文書』に従ったが、39と40は一紙に続けて書かれているものの、それぞれ常乙足と漢部佐美麻呂の解文なので、別に分け、文書名も分けて付した。いずれも上馬養の裁可記録はあるが返済記録はない。

漢部佐義啓解

申請進上布直錢

布壹端

直錢二百文

寶龜四年九月一日

依貞行

上

々

なお、写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』（八木書店）を用いた。釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書（編年）』の釈文を原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

（二〇〇九年二月九日）

（二〇一三年十二月九日補訂）